

# 【4月分以降の計算例】

## ○手続きが必要な方①に該当する方の場合

3月分まで

高3	高1	中2
第1子	第2子	第3子
10,000円	10,000円	30,000円

高校卒業後も、監護相当(注1)であり、生計費を負担(注2)される場合

4月分以降 (手続き必要)

大1	高2	中3
第1子	第2子	第3子
—	10,000円	30,000円

高校卒業後は自立される場合や、期限内に手続きされなかった場合

4月分以降

大1	高2	中3
—	第1子	第2子
—	10,000円	10,000円

## ○手続きが必要な方②に該当する方の場合

3月分まで

専門2	高1	中2
第1子	第2子	第3子
—	10,000円	30,000円

卒業後も、監護相当であり、生計費を負担される場合

4月分以降 (手続き必要)

就労	高2	中3
第1子	第2子	第3子
—	10,000円	30,000円

卒業後は自立される場合や、期限内に手続きされなかった場合

4月分以降

就労	高2	中3
—	第1子	第2子
—	10,000円	10,000円